

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所 〒 _____

(ふりがな)

商号又は名称 _____

債権者番号 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

(法人にあっては、代表者の職氏名)

電 話 (_____) _____

競争入札参加に必要な書類について (提出)

宮崎県が行う物品の借入 (パーソナルコンピュータ その2) に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて提出します。

この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 納入しようとする物品構成

機 種	品 名	型 名
パーソナルコンピュータ		
外付ディスプレイ		

※ 納入する機種に関してはカタログ等を添付し仕様書にある各スペック等の該当部分に付箋を付け、マーキングすること。

2 要求仕様

項 目	内 容	証 明
(1)機能	要求仕様に基づくすべての機能を有していること。	別紙①のとおり (各項目について確認の上、「回答」欄に○印を付けること。)
(2) 物品の設置・設定・動作確認	要求仕様に基づく物品の設置・設定・動作確認が可能であること。	
(3) 保守体制及び賃貸借方式	要求仕様に基づく保守が可能であること。	別紙②のとおり 別紙③のとおり

※ 保守体制の証明書類 (別紙②) 及び賃貸借方式の証明書類 (別紙③) については、規格はA4判で様式は任意とします。

申請書類提出者 _____

連絡先電話番号 _____

電子メールアドレス _____

別紙①

物品の機能及び設置・設定・動作確認

		回 答	資 料 No
(1.0)	共通		
(1.1)	全般		
(1.2)	期限		
(1.3)	運送及び保管		
(1.4)	物品管理	※1	
(1.5)	物品管理情報の提供		
(1.6)	環境配慮事項		
(2.0)	パーソナルコンピュータ（一般業務用端末）		
(2.1)	重量		
(2.2)	サイズ		
(2.3)	CPU	※2	
(2.4)	メモリ		
(2.5)	補助記憶装置（SSD）	※3	
(2.6)	OS	※4	
(2.7)	表示機能（ディスプレイ）		
(2.8)	表示機能（解像度等）		
(2.9)	入力装置（マウス）		

(2.10)	入力装置（キーボード）	アイソレーションキーボード（86 キー、JIS 配列準拠）		
(2.11)	電源	USB Type-C AC アダプタ		
(2.12)	バッテリー	リチウムイオン式、内蔵型、駆動時間：約 21 時間		
(2.13)	外部インターフェイス（USB 端子）	Type-A USB3.0 以上×3 個以上	※5	
(2.14)	外部インターフェイス（ディスプレイ）	HDMI×1 個以上 USB-Type-C×1 個以上	※5	
(2.15)	外部インターフェイス（マイク入力端子）	φ3.5 mmステレオ・ミニジャック		
(2.16)	外部インターフェイス（ヘッドホン出力端子）	φ3.5 mmステレオ・ミニジャック		
(2.17)	ネットワーク（LAN）	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T、Wake on LAN 対応		
(2.18)	ネットワーク（無線 LAN）	IEEE 802.11ax(2.4Gbps)、802.11a/b/g/n/ac 対応		
(2.19)	ソフトウェア（全般）	(2.20)～(2.23)に示すソフトウェアがインストール済みで、正常に動作すること。パーソナルコンピュータは、LAN 接続のものについては Key Management Service (KMS) による認証を予定しており、この場合のサーバは甲で準備する。LAN 非接続のものについては、Multiple Activation Key (MAK)による認証を予定している。 なお、インストールにあたっては、甲がソフトウェアをインストールした見本用パーソナルコンピュータを提示するので、契約締結後速やかにパーソナルコンピュータを1台準備すること。		
(2.20)	ソフトウェア（日本語変換ソフト）	無（OS 標準搭載 Microsoft IME）		
(2.21)	ソフトウェア（オフィス）	Microsoft Office 365	※6	
(2.22)	ソフトウェア（PDF 作成編集）	PDF-XChange Pro	※6	
(2.23)	ソフトウェア（その他）	ア.WatchGuard Endpoint Security360 イ.SKYSEA Client View ウ.Tanium Client（知事部局のみ） エ.WinActor(フローティングライセンス版)（知事部局の	※6	

	み) オ.Microsoft Teams カ.InterSafe Client (ソフトウェアについては、変更する可能性がある。)		
(2.24)	盗難防止器具	既設のものを流用すること。	
(2.25)	据付調整 (物品の設置)	LAN インターフェイスの組込み等を行い、ネットワークにログインできるように設定すること。(LAN ケーブル等の工事は本件入札には含まない)	
(2.26)	据付調整 (AD 設定)	アクティブディレクトリの設定を行うこと	
(2.27)	据付調整 (資産情報の取得)	県庁 LAN 非接続パソコンについては、ソフトウェア情報取得ツールでソフトウェア情報を取得すること。(ソフトウェア情報取得ツールは、契約後、甲から別途提供)	
(2.28)	据付調整 (プリンタ・複合機設定)	現地におけるプリンタ・複合機の設定及び正常動作の確認を行うこと。	
(2.29)	据付調整 (動作確認)	県が所有する Web 分離システムを利用して、インターネットの閲覧が正常に行われているか確認を行うこと。	
(2.30)	その他 (ディスクイメージ)	出荷時の状態及びカスタマイズ (詳細は別途指示する) 後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップ用イメージを含んだ USB を添付すること。	
(2.31)	その他 (ディスクイメージの提出)	ディスクイメージについては、1 年に 1 回 (甲より要望があった場合は 2 回まで)、設定変更の更新を行い、提出すること。	
(3.0)	外付ディスプレイ		
(3.1)	型	ワイド液晶ディスプレイ 23.8 型	
(3.2)	色	ブラック	
(3.3)	ケーブル	USB-type-C ケーブル付属 (1.5m 相当)	
(3.4)	外部インターフェイス	USB-type-C × 1 個以上	
(4.0)	補償及び保守		
(4.1)	補償及び保守 (物品の供給及び稼働)	物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。	
(4.2)	補償及び保守 (データの削除)	乙がメーカーに対して修理を依頼する場合は、ハードディスク内にデータを残さないよう十分注意すること。また、修理後はハードディスク内のデータを修理前の状態に復元すること。	
(4.3)	補償及び保守 (保守体制)	乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入し	

	た物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること（保守体制の連絡、報告等については、別記様式 1 中別紙②の連絡体制表による）。		
(4.4) 補償及び保守（補償範囲）	故障には物品が火災、盗難、破裂・爆発、破損（過失による落下や飲食物等の液体をこぼしたことに起因する破損等を含む。）、落雷、台風・豪雨等による洪水により使用不能となった場合を含む（リース等による総合動産保険での補償を可とするが、補償金額が少ない場合は乙の責任において補償すること。）。		
(4.5) 補償及び保守（修理）	乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障に対し修理を行うこと。また、故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使えるよう措置するものとする。		
(4.6) 補償及び保守（修理場所）	故障修理は原則、設置場所（納品後に設置場所を変更している場合は、変更後の設置場所）で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、代替機を貸し出すこと。		
(4.7) 補償及び保守（物品の返却）	契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途デジタル推進課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。		

※1 詳細については別途指示

※2 CPU 性能が仕様を満たすことを証明するベンチマークテスト等のデータを提出すること。同型番の場合は不要。

※3 端末に搭載される SSD について、暗号化機能付き SSD であること。また、CPU の負荷もなくハード的に暗号化される事。

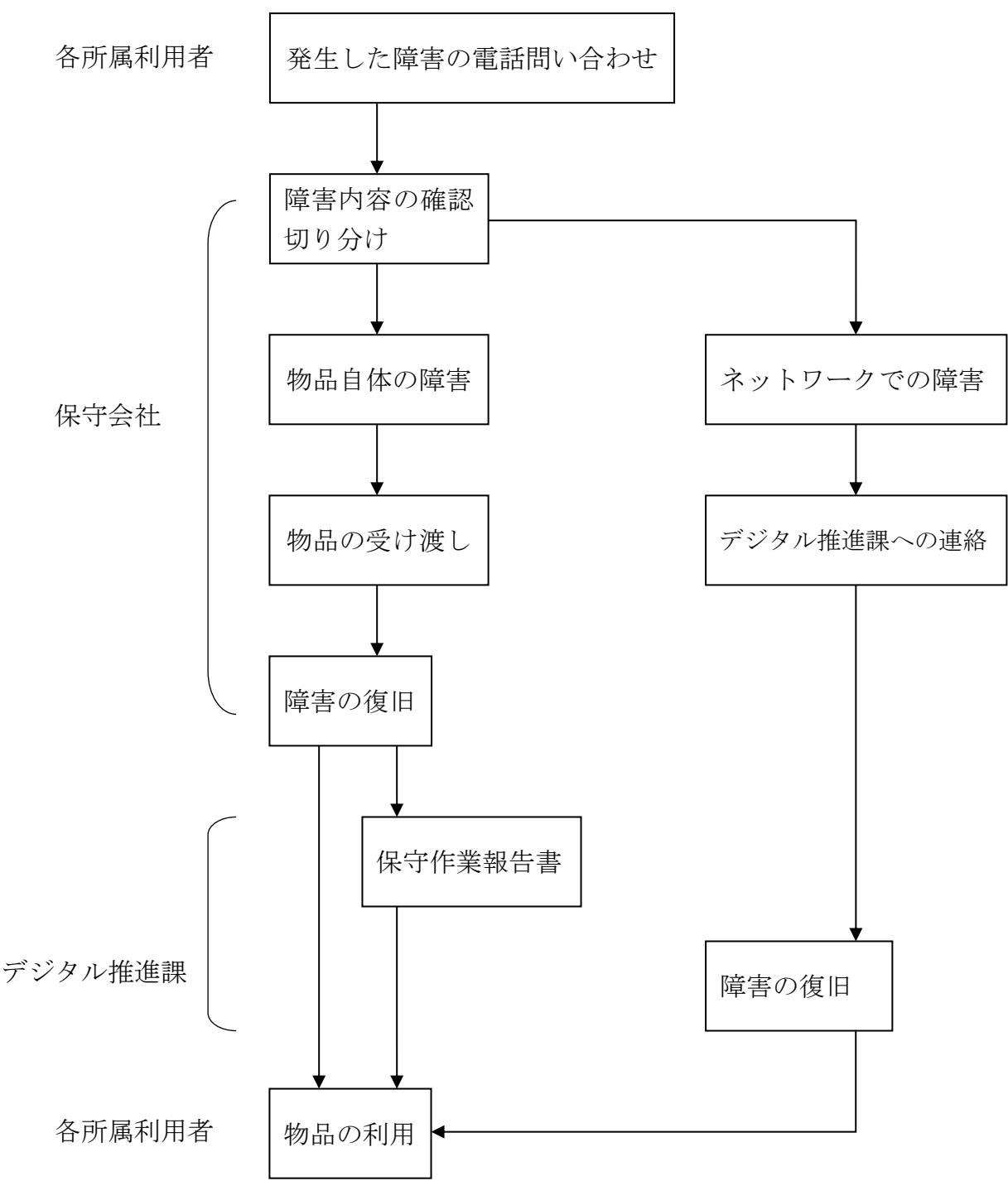
※4 再イメージングを行う場合は、適切なライセンスを調達し、ライセンス認証済みの状態で納入すること。

※5 USB Type-C ドッキングハブなどを用いて端子数を満たすことも可とする。

※6 ライセンスは甲が別途調達するため、乙はインストールのみ行うこと。

保守体制

物品の設置場所（仕様書第7のとおり）



(見本)

パーソナルコンピュータ等の賃貸方式について

宮崎県が行うパーソナルコンピュータ等の借入に係る入札に関し、弊社が落札した場合には、下記のとおり、第三者（契約上の丙の名称）を通して、宮崎県に賃貸する方式を利用することを第三者（契約上の丙の名称）とともにここに誓約します。

記

宮崎県に賃貸する方式について

1 賃貸借契約の締結

賃貸借契約は、宮崎県と弊社と第三者（契約上の丙の名称）との三者間で締結します。

2 賃貸債務の履行

賃貸債務につきましては、弊社の責任において賃貸借契約に定めた条件で第三者（契約上の丙の名称）に履行させます。

3 賃貸料

(1) 賃貸価格

弊社が落札した賃貸料で第三者（契約上の丙の名称）から賃貸します。

(2) 賃貸料の請求

上記賃貸料を第三者（契約上の丙の名称）から請求します。

4 第三者（契約上の丙の名称）の債務不履行

第三者（契約上の丙の名称）が正当な理由なく賃貸借契約に定められた債務を履行しない場合は、弊社が債務を履行します。

令和 年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

(弊 社)

住 所 〒

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏 名 (法人の場合は代表者職氏名)

印

(第三者)

住 所 〒

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏 名 (法人の場合は代表者職氏名)

印